

要望事項	8 都市整備局（環境局）
	(1) 土砂の処分に係る総合的な対策及び規制施策の実施

(要 旨)

土砂の埋め立て等に起因する災害の発生や土壌汚染を防止するため、現行の「東京都における自然の保護と回復に関する条例」等の都条例の規制強化や運用の改善を行うとともに、(仮称)「東京都における土砂の埋め立て等に関する条例」の制定を図られたい。

(説 明)

近年、建設残土の不適切な埋立て、盛土、堆積に伴う宅地造成によって、大規模な崩落事故が各地で相次いでいる。

建設工事に伴う残土処理について、十分な監視や指導、規制強化などの対策が進んでいない状況から、違法な行為や中山間地域の自然地への処理などが行われている。このことから、埋立て地周辺の住民に災害の発生や土壌汚染に対する不安を与えるとともに、自然環境への影響が危惧されている。

2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた再開発やインフラ整備に加え、リニア中央新幹線等の整備で大量の建設残土の発生が予想され、行き場の無い建設残土が不適切に処理されることが想定されるため、土砂埋め立て等に関する以下の事項について規制強化を図られたい。

- ① 現行の「東京都における自然の保護と回復に関する条例」等の都条例について、罰則強化や土壌調査の義務化、許可の取り消し条項の追加などの充実を図るとともに、残土問題に関する町村への技術的・財政的支援を図られたい。
- ② 都において、都民が安全で安心した生活ができるよう土砂の処分に係る諸問題に対処するため有効な(仮称)「東京都における土砂の埋め立て等に関する条例」の制定を講じられたい。

要 望 事 項	8 都市整備局
	(2) 公共下水道整備に対する支援措置

(要 旨)

町村地域における公共下水道の整備促進のため、次の事項について積極的な支援を図られたい。

- ① 管渠設置に対する都補助率の漁業集落排水・農業集落排水なみの引き上げ
- ② 維持管理に対する財政支援
- ③ 下水道事業に対する環境保全推進のための財政支援
- ④ 都による下水道一元化の検討
- ⑤ 雨水管渠設置に対する都補助率の引き上げ

(説 明)

公共下水道は、生活環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため不可欠な都市基盤施設であり、早急に整備を図る必要がある。しかし、下水道事業は莫大な建設資金を必要とし、維持管理の面からも将来にわたる大きな財政負担が生じることから、町村部では、大きく整備が遅れているのが実情である。

こうしたことから、町村において公共下水道の整備促進を図るためには、設置費はもとより維持管理費に対する財政支援が必要である。

また、水源地を抱え下水道事業を実施している町村にとっての下水道の位置付けは、そこに生活する住民の生活環境はもちろんのこと、保全された環境を求め訪れる都民全体に与える公共用水域の水質保全としての便益が大きいことから、都市住民を含めた受益者全体による費用負担の考え方に基づく財政支援が必要である。

今後の維持管理や機器更新にかかるコストが増加する一方、過疎化による人口減に伴う使用料収入の減少、行政改革に伴う職員数の減少など、執行体制が脆弱な町村への負担が大きな課題となっている。また、平成30年6月15日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」に明記された「下水道等の広域化・共同化の推進」、また、経済財政諮問会議の決定には、「2022年度（平成34年度）までにすべての都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定する」ことが目標とされ、平成30年度中に都道府県主導のもと、市町村が参加する検討体制を構築することが求められてい

ることから、早期に取り組みを開始し一元化へ向けた検討を願いたい。

近年、局地的集中豪雨等が増加するなか、浸水被害を未然に防ぎ、住民の安全で安心な生活を確保するため、雨水管の整備は必要不可欠な状況である。

しかし雨水管の整備、特に幹線管渠の整備は事業費も非常に大きく、財政的な面からも事業進捗に影響し、整備率は污水管渠に比べ大幅に低い状態となっている。このようなことから現行の、都補助金の補助率を引き上げによる財政支援を図られたい。

要望事項	8 都市整備局
	(3) 生活バス路線の確保

(要 旨)

住民の利便性及び地域振興の観点から生活バス路線を確保するため、過疎地域における国の地方バス補助制度外の路線についても財政支援の充実を図られたい。

(説 明)

過疎地域においては、生活バス路線が唯一の公共交通機関であり、縮小、廃止されることは、過疎化が一層進行し、地域の崩壊に繋がることになる。

したがって、地域住民の利便性及び地域振興のうえから、生活バス路線を維持・確保することが不可欠であり、都による財政支援が必要である。

生活バス路線は、複数自治体を通過していることから、東京都地域間幹線系統確保維持協議会における地域の意見を十分に踏まえた、都としての適切な支援が必要である。

加えて、単独町村内を走行する路線についても財政支援を充実することで、生活バス路線の維持・確保に努められたい。

要 望 事 項	8 都市整備局
	(4) 地域活性化住宅政策の確立

(要 旨)

町村における定住化の促進、過疎化の防止を図るため、町村単独での住宅建設による定住化推進住宅の建設整備に対する国への働きかけ及び補助制度の拡充を図られたい。

(説 明)

公営住宅法による所得制限にとらわれない住宅建設は、町村単独事業として実施しなければならず、大きな財政負担を伴うことから、十分な対応ができないのが現状である。

都は平成27年3月に第3期東京都地域住宅計画を策定したが、今後も町村が住宅施策を推進するためには、建設費や用地造成に対する補助制度など、積極的な財政支援が必要である。

要 望 事 項	8 都市整備局
	(5) 市町村公営住宅建設事業への技術的指導及び助言等支援

(要 旨)

市町村公営住宅の新築事業への技術的指導及び助言等による事業適正化について、支援策を講じられたい。

(説 明)

町村部においては、専門的知識を有する技術者が不足していることから、市町村公営住宅の建設計画段階からの適切な建築技術的指導や管理が困難となっている。

設計から工事施工に至るまで、適正材料の選択や工法比較をはじめ、補助対象事業としての整合性など、各段階における技術的相談、指導、助言等の支援体制の整備、強化はこれらの事業執行に必要である。

都は、これらの技術的指導及び助言等支援体制の確立を図られたい。

要望事項	8 都市整備局（福祉保健局）
	（6）サービス付き高齢者向け住宅建設に伴う付帯事項

（要 旨）

サービス付き高齢者向け住宅建設に伴う付帯事項について国へ要請されたい。

（説 明）

西多摩地域では、土地が安価なため、サービス付き高齢者向け住宅の建設に関する相談等が急増している。サービス付き高齢者住宅が数多く建設されると、介護保険以外で医療費など地元自治体にとっては、将来的に多大な財政負担が生じることとなる。

平成27年4月から住所地特例が適用されるようになり、都の補助金を活用する場合には自治体の同意などが必要になるが、国の補助金のみの場合には、自治体の計画に関係なく建設されてしまうことになる。

このようなことを避けるためにも都の登録要件の一つに自治体の同意などを必要条件にすることと、建設する町村の意見などを必ず聞くよう、国に対し要請していただきたい。

要望事項	8 都市整備局
	(7) 地籍調査事業費負担金に対する財政支援

(要 旨)

国土調査促進特別措置法に基づく計画的な地籍調査について、国土調査事業十箇年計画（第6次十箇年計画、平成22年度～平成31年度）による地籍調査（一般）として、町村が直接実施する一筆地籍調査に対する都の財政支援と、国へ適正な予算措置を要望されたい。

(説 明)

国土調査法に基づく地籍調査は、国土調査促進特別措置法の制定により計画的な実施が定められた。現在、国土調査事業十箇年計画（第6次十箇年計画、平成22年度～平成31年度）により、地籍調査（一般）として、町村が直接実施する一筆地籍調査を進めている。

地籍調査事業費の負担割合は、国1/2、都1/4、町村1/4と規定されている。しかし近年、国の策定した計画に従って進めている事業であるにもかかわらず、国、都の割当内示額は、規定負担割合を下回っている。

地籍調査の結果は、各種公共事業や重点施策の実施にも活用されることから、当初の計画を変更することもできず、結果として町村単独での財政負担（負担割合）が非常に大きくなっている現状がある。

都は、町村の規定負担割合以上の財政負担が生じないように財政支援を講じるとともに、当初計画どおり予算措置するよう、国に対して要望されたい。

要望事項	8 都市整備局
	(8) 良好な緑地を保全するための整備事業費等の支援

(要 旨)

緑確保の事業（ハード及びソフト）に対する財政支援を図られたい。

(説 明)

住宅開発を予定していたが宅地開発ができなくなっている丘陵地の利用や管理のあり方について、地域での合意形成や住民参加により検討を進めることで、地域の有益な自然的資源としての活用を見いだしていくことが求められている。

このような中で、緑確保の推進のため、区市部では緊急な用地取得等の推進が計られている。西多摩地域では、良好な自然環境が形成された丘陵地を保全しているが、地域資源を活用した有効な活用が計られていないために自然が荒廃していることから、保全施設（トイレ、管理施設等）を整備し、良好な自然を保護するために整備事業費等の財政支援が必要である。

要望事項	8 都市整備局（総務局・環境局）
	（9）し尿等生活排水対策の推進

（要 旨）

水質保全対策及び生活環境保全のため、次の事項について措置されたい。

- ① 浄化槽の設置など生活排水対策に係る施設整備に対する財政支援の充実強化及び維持管理に対する財政支援制度の創設
- ② 山間・島しょ地域の実情に応じたし尿等生活排水対策を促進するための都としての技術・財政支援
- ③ 国の「浄化槽市町村整備推進事業」に対する補助金と同程度の財政支援

（説 明）

下水道未整備地域における公共用水域の水質保全及び廃棄物処理法に対する適正な対応による生活環境保全など、し尿等生活排水対策の推進が町村の重要な課題となっている。

島しょ地域では、公共下水道から個別排水処理施設整備事業までの多種類の下水道（類似施設）を単独町村で運営し、それぞれの地域特性に応じた方式により整備促進を図っているところである。

しかし、山間・島しょ地域におけるし尿等生活排水対策は、地理的な条件等から高コストとなり、町村に過重な財政負担が生じることから、容易に進捗しない実情がある。

このため、施設整備に対する財政支援の充実強化とともに、特に整備後の維持管理に対する財政支援制度の創設について、国への働きかけが必要である。

要望事項	8 都市整備局（総務局・環境局・福祉保健局）
	（10）横田基地周辺の生活環境整備対策の推進

（要 旨）

横田基地から発生する生活環境などの障害に対する諸施策や財政支援について、国に対して積極的に要請されたい。

（説 明）

在日米軍横田基地は、首都圏の密集した市街地に位置し、その区域も6自治体の行政区域にまたがり大きな面積を占めている。そのため、周辺自治体におけるまちづくり及び町の発展の阻害要因となっている。また、周辺住民は航空機騒音に悩まされ続け、特に滑走路延長線上に位置する瑞穂町住民は70年にも及ぶ航空機騒音の被害を受けている。都としても、国に対して渉外関係主要都道県知事連絡協議会などを通じ周辺住民の生活環境整備や障害防止対策など様々な施策を要請しているところであるが、未だ十分とはいえない状況である。

基地交付金や基地周辺対策予算などについては、制度の目的に沿った増額措置がされず、周辺自治体の行財政運営に大きな影響を及ぼしている。特に基地交付金は固定資産税の代替的性格を有するにもかかわらず不十分な水準にある。固定資産税相当額とする基本原則を確保されるよう引き続き要請されたい。特に、配備開始時期が再度変更され、平成30年夏頃配備開始予定となり、また、最初の配備機数が3機から5機に増えたC-22オスプレイの配備は、基地内の施設に大幅な変化がもたらされる。これらの変化が基地交付金の配分に悪影響を及ぼさないように要請されたい。

特に、防音助成事業は、全国一律の基準によらず市街地に所在するという特殊性や世界情勢により運用が激変する米軍の飛行実態を踏まえ、教育施設、病院等の施設の特異性を十分に配慮されるように制度の見直しを含めて引き続き要請されたい。

また、新型のインフルエンザ等の新興感染症が発生した際の、防疫対策に万全を期すため、日米地位協定の見直しや駐留米軍との覚書の調整などの実効性のある検疫の実施について引き続き要請されたい。

なお、都単独の強行姿勢から、地元との調整を行うという軟化が見られるものの経済性・利便性を主旨とする軍民共用化は、永年にわたり国際平和のために航空機騒音に耐えてきた周辺住民の心情を顧みないものであり、これ以上の騒音の拡大など生活環境への被害の増加に繋がることから推進すべきではない。

要 望 事 項	8 都市整備局
	(11) 多摩都市モノレール上北台～箱根ヶ崎間の建設の促進

(要 旨)

多摩都市モノレール上北台～箱根ヶ崎間の建設の促進を図りたい。

(説 明)

現在、多摩都市モノレールは「多摩センター～上北台間」で運行しており、乗降客も年々増加し、営業成績も年々向上している。

平成28年4月に、交通政策審議会から「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」が答申され、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」の一つに、多摩都市モノレールの延伸が位置付けられた。上北台～箱根ヶ崎間の延伸は前答申でもA2路線に位置付けられており、既に導入空間となりうる道路整備が進んでいる。

このような中、答申内容に沿って、平成28年8月に「多摩都市モノレール（箱根ヶ崎方面）連絡調整会議」が設置され、平成30年度の都予算において「事業化に向けた調査費」と「鉄道新線建設等準備基金への積立金」が計上されるなど、検討の深度化が図られているが、新交通システムであるモノレール建設の早期実現は、西多摩地域の将来の発展のために重要な意味があり、まちづくりの継続性という観点からも、一日も早い事業化が必要である。

要 望 事 項	8 都市整備局（政策企画局・総務局・環境局・港湾局）
	（12）小笠原空港の開設に係る整備計画の早期策定

（要 旨）

小笠原空港の開設に向け、空港整備に係る計画案を検討し、早期に策定されたい。

（説 明）

小笠原諸島が日本に復帰した当初から検討されている小笠原空港について、都においては、これまで、精力的に調査・検討を重ね、紆余曲折はありながらも、空港整備に係る計画案の検討が進められていることは承知しているが、結果として、現在においても、その開設の目途は付いていない状況にある。

都におかれては、平成27年度に設置された「小笠原航空路に関する検討会議」において、実務者による計画案の検討をこれまで以上に推進し、「小笠原航空路協議会」の議を経て、計画案を早期に取りまとめられたい。

要 望 事 項	8 都市整備局
	(13) 小笠原村における都営小笠原住宅の整備促進

(要 旨)

小笠原村における都営小笠原住宅の建替計画を早期に立案されたい。

(説 明)

都営小笠原住宅については、老朽化及び住宅の位置付けの変更の必要性から、これまでのその建替及び建替えに伴う新たな住宅のしくみについて、都と小笠原村で協議してきており、新たな住宅制度の基本的枠組みまで合意に至っているところである。

しかしながら、家賃設定など制度の具体的な詳細事項に関する協議は進んでおらず、都による住民説明会が既に開催された経過を踏まえると、具体的な制度設計を急ぐ必要がある。

都は、制度設計の協議が再開できるように調整するとともに、早期に都営小笠原住宅の建替計画を立案されたい。